

事務連絡
令和8年4月28日

参加医療機関 各位

ふくい医療情報連携システム運営協議会

ふくいメディカルネットにおける電子的診療情報連携体制整備加算 への対応について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和8年6月診療報酬改定におきまして電子的診療情報連携体制整備加算が新設されました。

本加算は、2026年度（令和8年度）診療報酬改定で新設された、医療DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進を評価する診療報酬となります。従来の「医療情報取得加算」と「医療DX推進体制整備加算」を統合・再編し、マイナ保険証の利用、電子処方箋、電子カルテ情報共有サービス、サイバーセキュリティ対策の導入状況に応じて3段階で評価されました。

区分	初診（月1回）	再診（月1回）	主な要件の特徴
加算1	15点	2点	電子処方箋＋電子カルテ情報共有サービス＋DX体制
加算2	9点	2点	電子処方箋または電子カルテ情報共有サービスのいずれか
加算3	4点	2点	オンライン資格確認・情報活用体制など基本要件のみ

※明細書発行体制等加算とは併算定不可

※電子的歯科診療情報連携体制整備加算の場合は、上表の加算2が加算1に、加算3が加算2に該当します。

加算1を算定する場合には、下図のとおり、(10)のアを満たす又はイ及びウを満たすことと明記されており、イならびにウの部分として、ふくいメディカルネットは施設基準に該当いたします。

また、加算2を算定する場合においても(8)～(10)のいずれかを満たすこととされており、その場合も(10)のイ及びウを満たすものとしてふくいメディカルネットについては施設基準として該当いたします。

つきましては、本加算を算定する場合は近畿厚生局へ届出を行う際の雛形を作成致しましたので下記のURLよりダウンロードのうえ、ご活用いただきたく、ご案内申し上げます。

記

<本件に関する特設ページ：ふくいメディカルネットホームページ>
https://www.fukui.med.or.jp/fukuimedical-net/de_jkasan/

電子的診療情報連携体制整備加算の新設①

電子的診療情報連携体制整備加算の新設①

- 医療DX関連施策の進捗状況を踏まえ、普及した関連サービスの活用を基本としつつ、更なる関連サービスの活用による質の高い医療の提供を評価する観点から、医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の評価を見直す。



現行				改定後			
【医療DX推進体制整備加算】				【電子的診療情報連携体制整備加算】			
初診時（月に1回）	（医科）	（歯科）	（調剤）	初診時（月に1回）			
・医療DX推進体制整備加算1	12点	11点	10点	・電子的診療情報連携体制整備加算1 / 2 / 3	15点 / 9点 / 4点		
・医療DX推進体制整備加算2	11点	10点	8点	再診時（月に1回）			
・医療DX推進体制整備加算3	10点	8点	6点	・電子的診療情報連携体制整備加算	2点		
・医療DX推進体制整備加算4	10点	9点		【電子的歯科診療情報連携体制整備加算】			
・医療DX推進体制整備加算5	9点	8点		初診時（月に1回）			
・医療DX推進体制整備加算6	8点	6点		・電子的歯科診療情報連携体制整備加算1 / 2	9点 / 4点		
※ 医科・歯科は初診料、調剤は調剤基本料				再診時は医科と同様			
【医療情報取得加算】				【電子的調剤情報連携体制整備加算】			
初診時				調剤基本料（月に1回）			
・医療情報取得加算	1点			・電子的調剤情報連携体制整備加算	8点		
再診時（3月に1回に限り算定）							
・医療情報取得加算	1点						
調剤時（12月に1回に限り算定）							
・医療情報取得加算	1点						

32

電子的診療情報連携体制整備加算の新設②

電子的診療情報連携体制整備加算の新設②

【施設基準（電子的診療情報連携体制整備加算1）】

- (1) オンライン請求を行っていること。
- (2) 診療報酬明細書を患者に無償で交付していること。
- (3) オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- (4) 医師又は歯科医師が、[オンライン資格確認等システム](#)を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有していること。
- (5) [マイナ保険証利用率](#)が、**30%以上**であること。
- (6) マイナポータル上の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。
- (7) 明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項等について、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイトに掲載していること。
- (8) [電子処方箋](#)を発行する体制又は調剤した薬剤に関する情報を電子処方箋システムに登録する体制を有していること。
- (9) 以下のアからウの全て又はエを満たす電子カルテを有していること。
 - ア 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であること。
 - イ 電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。
 - ウ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。
 - エ 厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること。
- (10) **アを満たす又はイ及びウを満たすこと。**
 - ア 国等が提供する[電子カルテ情報共有サービス](#)により取得される診療情報等を活用する体制を有していること。
 - イ [地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク](#)であって、以下の（イ）から（ハ）の全てを満たすものを活用する体制を有していること。
 - （イ）当該ネットワークに参加している保険医療機関の数が10以上であり、そのうち診療情報を開示している病院の数が2以上であること。
 - （ロ）登録患者数が1,000人以上であること又は新規登録患者数が年間100人以上であること。
 - （ハ）当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイト上で公表していること。
 - ウ 以下の（イ）及び（ロ）を満たすこと。
 - （イ）診療情報提供料（1）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準を届け出ていること。
 - （ロ）当該ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

33

<事務局>

ふくい医療情報連携システム運営協議会
（福井県医師会内）

〒910-0001 福井市大願寺 3-4-10

TEL 0776-24-0387

FAX 0776-21-6641